

期間入札による不動産公売のお知らせ

南国・香南・香美租税債権管理機構・高松国税局による不動産の合同公売を行います。

公売とは、滞納税等に充てるために、差し押さえた財産を売却することです。滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの方のご参加をお待ちしています。

- ◆入札期間 11月6日(水) 8時30分～11月12日(火) 17時
- ◆入札場所 【郵送入札】 機構物件は南国機構あて、国税物件は高松国税局徴収部あてに郵送
【窓口入札】 機構物件は南国市、香南市、香美市、南国機構の入札窓口へ持参
国税物件は高松国税局6階入札窓口へ持参
- ◆公売保証金納付期限 入札しようとするときまで(高松国税局は11月12日(火) 14時まで)
※ 機構物件は南国機構の指定口座への振込み、または機構窓口での払込み
※ 国税物件は高松国税局の指定口座への振込み、または入札窓口での払込み
- ◆開札日時 11月14日(木) 10時
- ◆買受代金の納付期限 12月5日(木) 14時
- ◆入札に必要な主な書類
 - ・陳述書等(暴力団員等ではない旨の申立て)
 - ・身分証明書(運転免許証等)の写し
 - ・代理人の場合は委任状(法人の代表者以外が入札する場合を含む)
 - ・法人の場合は商業登記簿登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの)
 - ・〔南国機構のみ〕公売保証金納付申出書兼返還請求書
 - ・〔高松国税局のみ〕公売保証金振込通知書兼払渡請求書
 ※ 必要書類は、各執行機関のホームページで取得できます
 ※ 必要書類は、入札書とともに提出用封筒に入れて密封し、提出してください



- ◆現地案内 公売の現地案内は個別に対応します。ご希望の場合は、各執行機関にご連絡ください。
- ◆物件情報 公売物件の情報や必要書類については、各執行機関のホームページでご確認できます。

【問い合わせ先】

● 南国・香南・香美租税債権管理機構	● 高松国税局
☎ 088-855-6776	☎ 087-831-3111
🌐 http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp	🌐 https://www.koubainta.go.jp

動産等の合同窓口公売会開催のお知らせ

毎年、高知県内外の自治体が合同で開催している合同窓口公売会の開催日程が決まりましたので、概要をお知らせします。今回の公売会では、滞納税に充てるために差し押さえた財産以外にも、各市町村などで不要となった公有財産なども対象にしています。税金・財源の確保のために多くの皆さんの参加をお待ちしています。

- ◆入札期間 10月15日(火)～21日(月)
- ◆受付時間
 - ・窓口入札…入札期間中の8時30分～17時(土日除く開庁時間内)
 - ・インターネット入札…入札期間中の0時00分～23時59分
- ◆物品等の情報 10月上旬ごろに運営事務局のホームページなどで発表します。
- ◆入札場所
 - ・県内各市町村税務担当窓口(全34市町村)
 - ・県内各租税債権管理機構(安芸、南国、高幡、幡多)
 - ・県内各県税事務所(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)
 - ・WEB上で指定する公売サイト



◀ 公売サイト
※入札期間中以外の時間帯はアクセスできませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 ☎ 0887-35-6088
こうちこうばいぷろじえくと運営事務局
(安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構)

10月は3R(スリーアール)推進月間

3Rとは、次の3つの語の頭文字をとったものです。
 ・ごみを減らす Reduce (リデュース)
 ・再利用 Reuse (リユース)
 ・再生利用 Recycle (リサイクル)
 毎年10月は環境省が定める「3R推進月間」となっています。

この機会に、資源消費や環境負荷の少ない循環型社会のために、限りある資源の大切さを改めて認識し、「ペットボトルではなく水筒を持ち歩く」「買い物にはエコバックを持つていく」など、環境のために私たちができることから始めていきたいと思います。

【問い合わせ先】
環境課
☎ 53・1063

10月は食品ロス削減月間

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる『食品ロス』は年間472万トンです。これは、

毎日1人当たりお茶碗約1杯分の食材を無駄にしていることとなります。食品ロス削減推進法では、10月を「食品ロス削減月間」とし、同月30日を「食品ロス削減の日」と規定しています。

食品ロスを減らすために大切なのは、みんなが「もったいない」を意識して行動することです。買い物の際は使い切れる分だけ買って食べきる等、私たち一人ひとりができることから始めてみましょう。

【問い合わせ先】
環境課
☎ 53・1063

浄化槽の点検・清掃・検査をお願いします

毎年10月1日は浄化槽の日です。浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がされない、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をしっかりと行って、美しい自然環境を守っていきましょう。

境を守っていきましょう。
 ◆保守点検は定期的な実施が義務づけられています。資格があり専門知識を持つ業者に委託しましょう。

◆清掃は年1回以上の実施が義務づけられています。市長の許可を受けた業者に依頼しましょう。

◆法定検査は、浄化槽の機能を確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関(一般財団法人高知県環境検査センター ☎ 088・860・2400)の検査を受ける義務があります。

【問い合わせ先】
環境課
☎ 53・1063

事業所ごみは適正に処理しましょう

事業所から出るごみは、事業者自らが適正に処理を行うことが、廃棄物の処理および清掃に関する法律などで義務づけられています。事業所から出たごみを、家庭のごみ集積所に出すことはできません。「事業所」とは、規模や業

種を問わずあらゆる事業活動を行っているところを言います。商店や飲食店、会社、工場、事務所などの営利を目的とするところだけでなく、非営利団体、病院や学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っているところも含まれます。

可燃ごみについては、業務用指定袋を使用して、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託できます(有料)。

【問い合わせ先】
環境課
☎ 53・1063

多子世帯の保育料軽減

多子世帯の子育ての経済的負担を軽減することを目的に、保育園・認定こども園・幼稚園・届出認可外保育施設等へ通園する児童の保護者に対し、保育料を軽減する香美市多子世帯保育料軽減事業を実施しています。

【対象】
満18歳に満たない児童を3人以上扶養している世帯で、第3子以降の3歳未満(申

請年度4月1日時点)の児童。
 【軽減額】
保育園等は無料。届出認可外保育施設は月額5万円まで。ただし、子育てのための施設等利用給付を受給している場合は、月額5万円から当該給付額を差し引いた額までとなります。

※申請書は教育振興課幼保支援班で配布しています。
 【問い合わせ・申込先】
教育振興課幼保支援班
☎ 53・1088

行政に関する特設相談所

9・10月の行政相談月間に合わせ、特設行政相談所で行政相談委員が相談を受けます。
 ※無料・秘密厳守

【日時】
10月9日(水) 10時～15時
 【場所】バリエーかがみの【行政相談委員】
 ◆植村千里(土佐山田町)
 ◆岡崎千佳(香北町)
 ◆凡内一秀(物部町)
 【問い合わせ先】 高知行政監視行政相談センター
 ☎ 088・824・4100